

4 介護保険法、介護保険法施行令、介護保険法施行規則（地域包括支援センター関係抜粋）

○ 介護保険法・介護保険法施行令・介護保険法施行規則（地域包括支援センター関係抜粋）

| | |
|------------------|--|
| <p>介護保険法</p> | <p>第六章 地域支援事業等</p> <p>（地域支援事業） 第百十五条の三十八 市町村は、被保険者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、地域支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。</p> <p>一 被保険者（第一号被保険者に限る。）の要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止のため必要な事業（介護予防サービス事業及び地域密着型介護予防サービス事業を除く。）</p> <p>二 被保険者が要介護状態等となることを予防するため、その心身の状況、その置かれている環境その他の状況に応じて、その選択に基づき、前号に掲げる事業その他の適切な事業が包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行う事業</p> <p>三 被保険者の心身の状況、その居宅における生活の実態その他の必要な実情の把握、保健医療、公衆衛生、社会福祉その他の関連施策に関する総合的な情報の提供、関係機関との連絡調整その他の被保険者の保健医療の向上及び福祉の増進を図るための総合的な支援を行う事業</p> <p>四 被保険者に対する虐待の防止及びその早期発見のための事業その他の被保険者の権利擁護のため必要な援助を行う事業</p> <p>五 保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者による被保険者の居宅サービス計画及び施設サービス計画の検証、その心身の状況、介護給付等対象サービスの利用状況その他の状況に関する定期的な協議その他の取組を通</p> |
| <p>介護保険法施行令</p> | <p>第五章 地域支援事業</p> |
| <p>介護保険法施行規則</p> | <p>第五章 地域支援事業等</p> |

- 2 じ、当該被保険者が地域において自立した日常生活を営むことができるよう、包括的かつ継続的な支援を行う事業
- 2 市町村は、前項各号に掲げる事業のほか、地域支援事業として、次に掲げる事業を行うことができる。
- 一 介護給付等に要する費用の適正化のための事業
- 二 介護方法の指導その他の要介護被保険者を現に介護する者の支援のため必要な事業
- 三 その他介護保険事業の運営の安定化及び被保険者の地域における自立した日常生活の支援のため必要な事業

3 地域支援事業は、当該市町村における介護予防に関する事業の実施状況、介護保険の運営の状況その他の状況を勘案して政令で定める額の範囲内で行うものとする。

(地域支援事業の額)

第三十七条の十三 法第百十五条の三十八第三項に規定する政令で定める額は、各市町村につき、市町村介護保険事業計画（法第百七条第一項に規定する市町村介護保険事業計画をいう。）に定める介護給付等対象サービス（法第二十四条第二項に規定する介護給付等対象サービスをいう。）の見込量等に基ついて算定した各年度の介護給付等（法第二十条に規定する介護給付等をいう。）に要する費用の予想額（以下この条において「給付見込額」という。）に百分の三（法第百十五条の三十八に規定する地域支援事業（以下「地域支援事業」という。）のうち介護予防事業（法第百二十二条の二第一項に規定する介護予防事業をいう。以下この項及び第三項において同じ。）及び地域支援事業（介護予防事業を除く。）については、それぞれ百分の二）を乗じて得た額とする。

2 法第百二十一条第二項に規定する市町村について前項の規定を適用する場合には、給付見込額は、法第四十三条第三項、第四十四条第六項、第四十五条第六項、第五十五条第三項、第五十六条第六項又は第五十七条第六項の規定に基づく条例による措置が講ぜられないものとして算定するものとする。

3 第一項の規定にかかわらず、給付見込額に百分の一・五を乗じて得た額が三百万円に満たない市町村にあつては、地域支援事業（介護予防事業を除く。）に係る政令で定める額は、これを三百万円とし、介

護予防事業に係る政令で定める額は、給付見込額に百分の一・五を乗じて得た額とすることができる。

4 市町村は、地域支援事業の利用者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、利用料を請求することができる。

5 厚生労働大臣は、第一項第一号の規定により市町村が行う事業に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

6 前各項に規定するもののほか、地域支援事業の実施に関し必要な事項は、政令で定める。

(地域包括支援センター)

第百十五条の三十九 地域包括支援センターは、前条第一項第二号から第五号までに掲げる事業(以下「包括的支援事業」という。)その他厚生労働省令で定める事業を実施し、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設とする。

2 市町村は、地域包括支援センターを設置することができる。

3 次条第一項の委託を受けた者は、包括的支援事業その他第一項の厚生労働省令で定める事業を実施するため、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を市町村長に届け出て、地域包括支援センターを設置することができる。

(利用料)
第百四十条の四十九 法第百十五条の三十八第四項の規定による利用料に関する事項は、市町村が定める。

(法第百十五条の三十九第一項の厚生労働省令で定める事業)

第百四十条の五十 法第百十五条の三十九第一項の厚生労働省令で定める事業は、次の各号に掲げるものとする。

一 法第百十五条の三十八第一項第一号に掲げる事業のうち、次に掲げるもの

イ 特定の被保険者(第一号被保険者に限る。)

に対し行われる事業の対象となる者の把握を行う事業

ロ 介護予防に関する普及啓発を行う事業

ハ 介護予防に関する活動を行うボランティア

等の人材の育成並びに介護予防に資する地域活動を行う組織の育成及び支援を行う事業

ニ 介護予防に関する事業に係る評価を行う事業

二 法第百十五条の三十八第二項各号に掲げる事業

(地域包括支援センターの設置の届出)

第百四十条の五十一 法第百十五条の三十九第三項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 地域包括支援センター(当該地域包括支援センターの所在地以外の場所に包括的支援事業(法第百十五条の三十九第一項に規定する包括的支

4 地域包括支援センターの設置者は、包括的支援事業を実施するために必要なものとして厚生労働省令で定める基準を遵守しなければならない。

- 二 法第百十五條の四十第一項の委託を受けた者（以下この条において「受託者」という。）であつて、法第百十五條の三十九第三項の届出を行うものの名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
 - 三 地域包括支援センターの設置の予定年月日
 - 四 受託者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書
 - 五 地域包括支援センターの平面図
 - 六 職員の職種及び員数
 - 七 職員の氏名、生年月日、住所及び経歴
 - 八 営業日及び営業時間
 - 九 担当する区域
 - 十 介護支援専門員の氏名及びその登録番号
 - 十一 その他必要と認める事項
- 2 受託者は、収支予算書及び事業計画書並びに適切、公正かつ中立的な業務の運営を確保するための措置について記載した文書を市町村長に提出しなければならない。
- （法第百十五條の三十九第四項の厚生労働省令で定める基準）
- 第百四十條の五十二 法第百十五條の三十九第四項の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。
- 一 地域包括支援センターは、次号に掲げる職員が協働して包括的支援事業を実施することにより、各被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、法第二十四條第二項に規定する介護給付等対象サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービス、権利擁護のための必要な援助等を利用できるように導き、各被保険者が可能な限り、住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるようにしなければならないこと。
 - 二 一の地域包括支援センターが担当する区域における第一号被保険者の数がおおむね三千人以上六千人未満ごとに置くべき専らその職務に従

事する常勤の職員の員数は、原則として次のとおりとすること。

イ 保健師その他これに準ずる者 一人

ロ 社会福祉士その他これに準ずる者 一人

ハ 主任介護支援専門員（第四百四十条の五十四第一項に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者をいう。）その他これに準ずる者 一人

三 前号の規定にかかわらず、次のイからハまでのいずれかに掲げる場合には、地域包括支援センターの人員配置基準は、次の表の上欄に掲げる担当する区域における第一号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の下欄に定めるところによることができる。

イ 第一号被保険者の数がおおむね三千人未満の

市町村に地域包括支援センターを設置する場合

ロ 市町村の合併の特例等に関する法律（平成十六年法律第五十九号）第二条第二項に規定する

合併市町村又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十四条第一項に規定する

一部事務組合若しくは広域連合であつて、前号

の基準によっては地域包括支援センターの効率的な運営に支障があると地域包括支援センター

運営協議会（次号に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。ハにおいて同じ。）にお

いて認められた場合

ハ 市町村の人口規模にかかわらず、地理的条件

その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一の

地域包括支援センターを設置することが必要で

あると地域包括支援センター運営協議会におい

て認められた場合

| 担当する区域における第一号被保険者の数 | 人員配置基準 |
|---------------------|---|
| おおむね千人未満 | 前号イからハまでに掲げる者のうちから一人又は二人 |
| おおむね千人未満 | 前号イからハまでに掲げる者のうちから二人（うち一人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。） |
| おおむね二千人 | 専らその職務に従事する常 |

5 地域包括支援センターの設置者（設置者が法人である場合にあつては、その役員）若しくはその職員又はこれらの職にあつた者は、正当な理由なしに、その業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

6 第六十九条の十四の規定は、地域包括支援センターについて準用する。この場合において、同条の規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

7 前各項に規定するもののほか、地域包括支援センターに関し必要な事項は、政令で定める。

（地域包括支援センターに関する読替え）
第三十七条の十四 法第百十五條の三十九第六項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

※表（略）

（地域包括支援センターの職員に対する研修）
第三十七条の十五 地域包括支援センター（法第百十五條の三十九第一項に規定する地域包括支援センターをいう。以下この項において同じ。）の設置者は、厚生労働省令で定めるところにより、その職員に対し、地域包括支援センターの業務に関する知識の修得及び技能の向上を図るための研修を受けさせなければならない。
2 前項の研修は、厚生労働大臣が定める基準に従い、都道府県知事が行うものとする。

四 地域包括支援センターは、当該市町村の地域包括支援センター運営協議会（指定居宅サービス事業者等（法第二十二條第三項に規定する指定居宅サービス事業者等をいう。）又はこれらの者に係る団体の代表者、居宅サービス等の利用者又は第一号被保険者若しくは第二号被保険者の代表者、地域住民の権利擁護を行い又は相談に応ずる団体等の代表者、地域における保健、医療又は福祉に関する学識経験を有する者等のうち、地域の実情を勘案して市町村が適当と認める者により構成されるものをいう。）の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保すること。

| | |
|---------|--|
| 以上三千人未満 | 勤の前号イに掲げる者一人及び専らその職務に従事する常勤の前号ロ又はハに掲げる者のいずれか一人 |
|---------|--|

（都道府県知事が行う研修）
第百四十條の五十四 令第三十七條の十五第一項に規定する研修（以下「主任介護支援専門員研修」という。）は、他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連絡調整、他の介護支援専門員に対する助言、指導その他の介護支援サービスを適切かつ円滑に提供するために必要な業務に関する知識及び技術を修得することを目的とし、介護支援専門員の業務に関し十分な知識と経験を有する介護支援専門員を対象として行われる研修とする。
2 主任介護支援専門員研修の実施に当たっては、

(実施の委託)

第百十五條の四十 市町村は、老人福祉法第二十條の七の二第一項に規定する老人介護支援センターの設置者その他の厚生労働省令で定める者に対し、包括的支援事業の実施を委託することができる。

2 前項の規定による委託は、包括的支援事業のすべてにつき一括して行わなければならない。

3 前條第五項の規定は、第一項の委託を受けた者について準用する。

4 市町村は、第百十五條の三十八第一項第一号及び第二項各号に掲げる事業の全部又は一部について、老人福祉法第二十條の七の二第一項に規定する老人介護支援センターの設置者その他の当該市町村が適当と認める者に対し、その実施を委託することができる。

(保健福祉事業)

第百十五條の四十一 市町村は、地域支援事業のほか、要介護被保険者を現に介護する者の支援のために必要な事業、被保険者が要介護状態等となることを予防するために必要な事業、指定居宅サービス及び指定居宅介護支援の事業並びに介護保険施設の運営その他の保険給付のために必要な事業、被保険者が利用する介護給付等対象サービスのための費用に係る資金の貸付けその他の必要な事業を行うことができる。

○介護保険法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第七十七号）

附則

(介護保険法の一部改正に伴う経過措置)

第三條 この法律の施行の際、地域包括支援セン

当該研修の課程において修得することが求められている知識及び技術の修得がなされていることにつき確認する等適切な方法により行わなければならない。

(法第百十五條の四十第一項の厚生労働省令で定める者)

第百四十條の五十三 法第百十五條の四十第一項の厚生労働省令で定める者は、包括的支援事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる法人であつて、老人福祉法第二十條の七の二第一項に規定する老人介護支援センターの設置者、地方自治法第二百八十四條第一項に規定する一部事務組合若しくは広域連合を組織する市町村、医療法人、社会福祉法人、包括的支援事業を実施することを目的として民法第三十四條の規定に基づき設立された法人又は特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二條第二項の規定に基づき設立された特定非営利活動法人その他市町村が適当と認めるものとする。

ター（新介護保険法第百十五条の三十九第一項に規定する地域包括支援センターをいう。）が設置されないことその他の事情により、介護予防支援（新介護保険法第八条の二十八項に規定する介護予防支援をいう。）の見込量の確保が困難であると認められる市町村（特別区を含む。以下同じ。）にあつては、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）から平成二十年四月一日までの間において条例で定める日までの間、新介護保険法第十八条第二号、第十九条第二項、第三十二条から第三十四条まで及び第四章第四節の規定は、適用しない。

2 前項の場合において、施行日から同項の条例で定める日までの間、当該市町村が行う介護保険の被保険者に対する新介護保険法第十八条（第二号に係る部分を除く。）、第十九条第一項、第二十七条第四項及び第五項、第四十二条の二第一項並びに第四十八条第一項の規定の適用については、新介護保険法第十八条第一号中「要介護状態」とあるのは「要介護状態（要支援状態を含む。）」と、新介護保険法第十九条第一項中「要介護者」とあるのは「要介護者（要支援者を含む。）」と、「要介護状態区分」とあるのは「要介護状態区分（身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障があると見込まれる状態に係る厚生労働省令で定める区分を含む。次節及び第三節において同じ。）」と、新介護保険法第二十七条第四項各号中「要介護状態」とあるのは「要介護状態（要支援状態を含む。）」と、同条第五項第一号中「要介護状態」とあるのは「要介護状態（要支援状態を含む。）」と、新介護保険法第四十二条の二第一項中「要介護被保険者」とあるのは「要介護被保険者（認知症対応型共同生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護については、厚生労働省令で定める要介護状態区分に該当する状態である者に限る。以下この条及び次条において同じ。）」と、新介護保険法第四十八条第一項中「要介護被保険者」とあるのは「要介護被保険者（厚生

労働省令で定める要介護状態区分に該当する状態である者に限る。以下この条及び次条において同じ。」とする。

